相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区春日町四丁目三五番、最後の住所東京都練馬区春日町四丁目三五番一四号　被相続人　亡　坂本　弘良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

東京都港区赤坂二丁目一七番二二号赤坂ツインタワー本館六階末吉綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿南　圖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市材木座二丁目二二七六番地、最後の住所神奈川県秦野市堀山下五五七番地丹沢病院　被相続人　亡　小松　規子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

神奈川県秦野市北矢名五二三番地

相続財産管理人　髙井　才子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市大字大貫二四一三番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　部　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

新潟県上越市大和一丁目七番六号

相続財産管理人　弁護士　長谷川　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市熱田区横田一丁目九〇一番地、最後の住所愛知県犬山市上野新町五三八番地の二　被相続人　亡　深谷　雅人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

愛知県一宮市桜二丁目一一番五号

相続財産管理人　矢田　政弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡串本町西向二〇五番地、最後の住所和歌山県田辺市本宮町上大野九七番地の一　被相続人　亡　山根　眞市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

和歌山県田辺市末広町一一番一九号

相続財産管理人　山本　栄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡串本町串本八一一番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡串本町串本五〇〇番地の二　被相続人　亡　小谷みつ枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

和歌山県田辺市末広町一一番一九号

相続財産管理人　山本　栄二

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十一年七月十三日

一、墳墓等所在地　神奈川県横須賀市汐入町三丁目八番地

一、墳墓等の名称　長源寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳　三十四墳墓

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横須賀市汐入町三丁目八番地　宗教法人長源寺　代表役員　波島　覚

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成21年7月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①ナガセ総合サービス株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4314号　④ナガセ総合サービス株式会社　東京都中央区日本橋小舟町５－１　代表取締役社長　倉光幸司　⑤ナガセ総合サービス株式会社　東京都中央区日本橋小舟町５－１　⑥平成９年10月14日　⑧平成21年６月16日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区日本橋小舟町５番１号　ナガセ総合サービス株式会社　代表取締役　倉光幸司

B　①株式会社太陽エステート　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4909号　④株式会社太陽エステート　東京都品川区大崎三丁目６番９号　代表取締役　平井英宣　⑤本社営業所　東京都品川区大崎３－６－９　⑥平成12年11月10日　⑧平成21年６月17日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区大崎三丁目６番９号　株式会社太陽エステート　代表取締役　平井英宣

B　①日本縦断旅行社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5420号　④小林勉　東京都杉並区下高井戸１丁目37番16号　⑤本社営業所　東京都杉並区下高井戸１丁目37番16号　⑥平成16年３月４日　⑧平成21年３月４日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都杉並区下高井戸１丁目37番16号　日本縦断旅行社　小林勉

C　①壬生交通株式会社（壬生観光）　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３－368号　④壬生交通株式会社　広島県山県郡北広島町壬生452―26　代表取締役　友廣久司　⑤本社営業所　広島県山県郡北広島町壬生452―26　⑥平成18年６月29日　⑨平成21年５月26日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島県山県郡北広島町壬生452番地の26　壬生交通株式会社　代表取締役　友廣久司